

動物実験における実験処置に対する倫理基準

【カテゴリーA】 生物個体を用いない実験あるいは植物、細菌、原虫、または無脊椎動物を用いた実験

- ・ 剖検により得られた組織を用いた研究
- ・ 屠場から得た組織を用いた研究

【カテゴリーB】 動物に対してほとんど、あるいは全く不快感を与えないと思われる実験操作

- ・ 動物を手で保定すること
- ・ あまり有害でない物質の投与あるいは少量採血などの簡単な処置
- ・ 深麻酔により意識のない動物を用いた実験
- ・ 短時間（2～3時間）飼料や水を与えないこと
- ・ 適切な安楽死により動物を殺処分すること

【カテゴリーC】 動物に対して軽微なストレスあるいは短時間持続する痛みを伴う実験

- ・ 麻酔状態で血管を露出させたり、カテーテルを長時間挿入すること
- ・ 行動学的な実験において、意識のある動物に対して短時間ストレスを伴う保定を行うこと
- ・ フロイントのアジュバンドを用いた免疫
- ・ 苦痛を伴う刺激を与える実験で、動物がその刺激から逃れられる場合
- ・ 麻酔状態における外科的処置で、処置後に軽度の不快感を伴うもの

※カテゴリーCに該当する処置は、ストレスや痛みの程度、持続時間によってさまざまな配慮が必要となる。

【カテゴリーD】 避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う
実験

- ・ 行動学的実験において故意にストレスを加えること
- ・ 麻酔状態における外科的処置で、処置後に著しい不快感を伴うもの
- ・ 苦痛を伴う解剖学的あるいは生理学的処置
- ・ 苦痛を伴う刺激を与える実験で、動物がその刺激から逃れられない場合
- ・ 長時間（数時間以上）にわたって動物の体を保定すること
- ・ 離乳前の子どもを母親から隔離すること
- ・ 攻撃的な行動をとらせ、自分自身、あるいは同種他個体を損傷させること
- ・ 麻酔薬を使用しないで痛みを与えること（毒性試験において動物を死に至らしめる場合、動物が耐えることができる最大に近い痛みを与えること）
（動物が激しい苦悶の表情を示す場合、例えば、放射線障害をひきおこすこと、ある種の注射、ストレスやショックの研究など）

※カテゴリーDに属する実験を行う場合、研究者は、動物に対する苦痛を最小限にするため、あるいは苦痛を排除するために、実験計画の変更を考察する責任がある。

【カテゴリーE】 麻酔していない意識のある動物を用いて、動物が耐えることのできる最大に近い痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような処置

- ・ 手術をする際の保定のため、麻酔薬を使わずに、筋弛緩薬あるいは麻痺性薬剤（サクシニルコリンあるいはその他のクラーレ様作用を持つ薬剤）を使うこと
- ・ 麻酔をしていない動物に重度の火傷や外傷を引き起こすこと
- ・ 精神病のような行動を起こさせること
- ・ 家庭用電子レンジあるいはストリキニーネを用いて殺すこと
- ・ 避けることのできない重度のストレスを与えること
- ・ ストレスを与えて殺すこと

※カテゴリーEに属する実験は、それによって得られる結果が必要なものであっても決して行ってはならない。